

## 住宅改修工事に伴う 固定資産税減額のお知らせ

既存住宅で各【主な要件】に該当する改修工事を行った場合、申請により固定資産税が減額されます。工事完了後3ヵ月以内に減額申請を行ってください。

### バリアフリー改修工事

改修した翌年度分の固定資産税額が**3分の1減額**（1戸あたり100平方メートル相当分まで）されます。

#### 【主な要件】

- ①新築された日から10年以上を経過した住宅
- ②令和6年3月31日までに改修工事が完了した住宅
- ③改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下の住宅
- ④65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかの方が居住する住宅
- ⑤居住部分の床面積が家屋の床面積の2分の1以上である住宅
- ⑥これまでにこの減額の適用を受けたことがない住宅
- ⑦改修工事に要した費用のうち自己負担分が50万円を超えるもの

### 耐震改修工事

改修した翌年度分の固定資産税が**2分の1減額**（認定長期優良住宅の場合は3分の2減額）されます。（1戸あたり120平方メートル相当分まで）

#### 【主な要件】

- ①昭和57年1月1日以前に建築された住宅
- ②令和6年3月31日までに改修工事が完了した住宅
- ③改修工事に要した費用が50万円を超えるもの

### 省エネ改修工事

改修した翌年度分の固定資産税が**3分の1減額**（認定長期優良住宅の場合は3分の2減額）されます。（1戸あたり120平方メートル相当分まで）

#### 【主な要件】

- ①平成26年1月1日以前に建築された住宅
- ②令和6年3月31日までに改修工事が完了した住宅
- ③改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下の住宅
- ④居住部分の床面積が家屋の床面積の2分の1以上である住宅
- ⑤これまでにこの減額の適用を受けたことがない住宅
- ⑥改修工事に要した費用のうち自己負担分が60万円を超えるもの

#### 【申請・お問い合わせ先】

市税務課 固定資産税担当（市役所1階）

☎32・2115 / FAX 33・3401

Mail:koteishisanzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp



## パブリックコメントのお知らせ —市民の皆さまからのご意見を募集します—

【公表予定日】 10月下旬

【公表の方法】 市ホームページへの掲載および市役所1階総合案内での配布

【予定意見募集期間】 公表日から2週間程度

【意見提出方法】 直接持参、郵送、電子メール、FAX

※必ず、「住所、氏名、年齢、電話番号」をご記入ください。匿名でのご意見は受け付けできません。



### 小松島市議会の個人情報の保護に関する 条例(素案)について

個人情報保護法改正に伴い、小松島市議会において、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため、新たに「小松島市議会の個人情報の保護に関する条例」を制定するための検討を行っています。この度、素案がまとまりましたので、市民の皆様からのご意見を募集します。

#### 【提出・お問い合わせ先】

〒773-8501 小松島市横須町1番1号

小松島市議会事務局

☎32・1359 / FAX 32・6611

Mail:gikaizimukyoku@city.komatsushima.i-tokushima.jp

### (仮称)小松島市個人情報の保護に関する 法律施行条例(骨子案)について

「個人情報の保護に関する法律」が改正され、これまで各地方公共団体が条例で定めていた個人情報保護制度について、令和5年4月からは、同法による全国共通ルールが適用されることとなります。

これに伴い、現行の「小松島市個人情報保護条例」を廃止し、同法により委任された事項や条例で定めることが認められた事項について規定する「(仮称)小松島市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定する予定です。つきましては、上記のとおりその骨子案を公表し、市民の皆様からのご意見を募集します。

#### 【提出・お問い合わせ先】

〒773-8501 小松島市横須町1番1号 小松島市総務課

☎32・2123 / FAX 33・3253

Mail:soumu@city.komatsushima.i-tokushima.jp